

○津山工業高等専門学校有害廃棄物 管理・処理規程

〔昭和57年12月25日〕
規程第1号

改正 平成16年3月19日規程第12号

(趣旨)

第1条 本校において教育及び研究上の実験又は実習等（以下「実験等」という。）に伴い排出する有害廃棄物の管理及び処理については、関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「有害廃棄物」とは、別表に掲げるものをいう。

(有害廃棄物管理責任者)

第3条 有害廃棄物の適正な管理を行うため、有害廃棄物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、教員の中から校長が任命する。

2 管理責任者は、有害廃棄物の管理全般について指揮監督する。

(有害廃棄物取扱責任者)

第4条 有害廃棄物の適正な処理を行うため、有害廃棄物取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

2 取扱責任者は、有害廃棄物の排出する実験等に従事し、又は指導する教員若しくは技術職員の中から校長が任命する。

3 取扱責任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 有害廃棄物の種類及び排出量を記録すること。

(2) 有害廃棄物処理について、実験等の従事者を指導すること。

(3) 有害廃棄物の適正処理に関すること。

4 取扱責任者は、公的機関の主催する廃液処理技術講習会を受講しなければならない。

(有害廃棄物の貯留)

第5条 有害廃棄物の排出する実験等を行った者は、取扱責任者の指定する容器に当該廃棄物を貯留し、処理の完了するまでの間、周囲に危害を及ぼさないよう厳重に保管しなければならない。

(有害廃棄物の処理)

第6条 有害廃棄物は、適正な処理施設において、管理責任者の指示に基づき、取扱責任者の立会いのもとに処理するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、有害廃棄物の管理及び処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日規程第12号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

有害廃棄物

大区分	小区分		具体的分類内容
	記号	名称	
A 無機系 廃液	A 1	水銀系	水銀の化合物を含む廃液
	A 2	重金属系	クロム，鉛，カドミウム，ヒ素，アンチモン，銅，マンガン，鉄，亜鉛等の重金属化合物を含む廃液
	A 3	写真廃液系	写真，印刷関係の廃液
	A 4	廃酸	
	A 5	廃アルカリ	
	A 6	シアン系	シアン化合物を含む廃液
	A 7	フッ素系	フッ素化合物を含む廃液
	A 8	有機廃液系	有機金属化合物，難分解性シアン化合物を含む廃液等
B 有機系 廃液	B 1	一般有機溶媒	一般有機溶媒類（アルコール，エステル，有機酸，ケトン，エーテル，ベンゼン，アルデヒド，ヘキサン，アルキルベンゼン，キシレン等）
	B 2	含硫黄有機溶媒	二酸化炭素，メルカブタン，アルキルサルファイド等
	B 3	含ハロゲン有機溶媒	四塩化炭素，クロロホルム，ハロゲン化ベンゼン等（ただし，PCBを除く。）
	B 4		灯油，重油，機械油，潤滑油，グリス，切削油，動植物油脂等
	B 5		揮発油，ガソリン，軽油，重油等
C 廃棄物固形	C 1		動物死体，動物の排泄物等
	C 2		固形有機物（ろ紙，実験用ガーゼ，ボロ布，チリ紙等）

